

令和4年（行ウ）第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原 告 ニライ・カナイぬ会

被 告 沖縄県

第4準備書面

2023（令和5）年 4月 28日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

三宅 俊司

同

三宅 千晶

第1 被告準備書面(5)における百按司墓に関する主張には誤りがあること

1 被告の主張について

被告は、琉球の正史である『中山世譜』や『球陽』には、「遅くとも18世紀前半には、百按司墓の被葬者の子孫は途絶え、墓の掃除をする人も祭祀をする人もいないと」「記されている」と主張する（被告準備書面(5)・6頁）。

しかしながら、仮に被告の主張するように読み取れたとしても、琉球の歴史及び『中山世譜』『球陽』が作成された時期からすれば、『中山世譜』『球陽』の正確性には疑義がある。

そして現に、『中山世譜』『球陽』における記述は、事実に反している。

2 『中山世譜』及び『球陽』について

まず、『中山世譜』には、羽地朝秀が1650年に編集した『中山世鑑』を、琉球王国の歴史家である蔡鐸が1697年から1701年にかけて、漢文に訳して増補したものと、その息子の蔡温が、中国側の記録も踏まえ、1725年に再編したもののが存在する。

また、『球陽』は、1745年、鄭秉哲が当時の王府の命でまとめたものであるところ、その正巻は琉球各地でおこった出来事が記録され、附巻には薩摩関係の記録が、外巻には琉球各地に伝わる伝説や昔話が集められている（以上、甲184〔近世琉球/近世産業と文化の興隆　近代の琉球文化【正史の編集と法制の整備】〕）。

3 琉球の歴史について

14世紀初め以降、第一尚氏王統時代が始まる1429年までの間、琉球は、北山・中山・南山の有力な按司（有力な首長）が対立する三山時代（1314年～1429年）であった。

1429年、尚巴志（第一尚氏王統第二代の王）が、中山王・武寧を滅ぼし、さらに百按司墓のある北山、そして南山を滅ぼして三山統一（琉球統一）を果たした。北山には、「北山監守」という、北山を統治し監視するための役職が設けられ、代々王族が任命された。

ところが、尚巴志に由来する第一尚氏王統は、暴君と評された第7代尚徳王が若くして病死した後、家臣によるクーデターが発生し尚徳王の世子が殺害されてしまったため、わずか64年間で終わってしまった（甲185）。

その後、王府の重臣であった金丸が、他の家臣達によって王へ推挙され、「尚円」を名乗って王位に就いたことにより、1470年、第二尚王統が始まつた。

このように、1429年から1879年まで450年にわたって続いた琉球王国は、初めて琉球を統一した尚巴志ゆかりの第一尚氏王統と、1470年以降に政権を担った第二尚氏王統時代（1470年～1853年）に分類される（以上、甲185〔沖縄文化社編『よくわかる琉球沖縄史』（沖縄文化社、2022年）〕、甲186〔今帰仁城跡・今帰仁城歴史年表〕）。

4 『中山世譜』及び『球陽』における百按司墓についての記述について

(1) 『中山世譜』における百按司墓についての記述

『中山世譜』には、尚忠王の項目に、百按司墓について次のような記述がある（甲187〔横山重編『琉球史料叢書』（東京美術、昭和47年）・63頁〕）。なお、句点は「琉球史料叢書」の記載による。

「尚徳王失徳。覆宗絶祀。由是。監守貴族之徒。皆遁世而隠。即今。今帰仁間切。下運天村。所謂百按司墓者。其貴族之墓也。墓内枯骨甚多。又有骨龕數個。以木為之。修飾尤美。皆銘巴字金紋。而一個。稍新者之壁。有字云。弘治十三年九月某日。以此考之。則其貴族。至干尚真王代。而老盡焉。此其證也。然人沒世遠。墓圮骨露。問之。則運天村人曰。裔孫已絕。無有掃祭者。」

(2) 『球陽』における百按司墓についての記述

『球陽』にも、尚忠王の項目に、百按司墓について次のような記述がある（甲188〔『球陽』卷一～卷二（内閣文庫）〕）。

「尚徳王驕傲奢侈覆宗絶祀由是貴族之徒皆遁世而隠即今今帰仁間切下運天村所謂百按司墓者其貴族之墓也墓内枯骨甚多又有骨龕數個以

藏屍骨修飾尤美皆銘巴字金紋而一個稍新者之壁有字云弘治十三年九月某日以此考之則其貴族至干尚真王代而老盡焉此其証也然人沒世遠墓圮骨路今人問之則運天村人曰裔孫已絕無有掃祭者」

(3) 『中山世譜』及び『球陽』における百按司墓についての記述の読み下し文

これらの記述は概ね同一であるところ、『球陽』の記述を読み下し文にすると、次のようなになる（甲 189 [球陽研究会編『沖縄文化資集成 5 球陽』（角川書店、昭和49年）]）。

「尚徳王、驕傲奢侈にして宗を覆へし祀を絶つ。是れに由りて貴族の徒皆世を遁れて隠る。即ち今帰仁間切下運天村の所謂百按司墓は其の貴族の墓なり。墓内枯骨甚だ多し。又木龕数個有りて以て屍骨を藏す。修飾尤も美、皆巴字金紋を銘す。而して一個の稍新しき者の壁に字有りて云ふ、弘治十三年九月某日と。此れを以て之れを考ふれば、則ち其の貴族、尚真王代に至りて老尽せしならん。此れ其の証なり。然れども人沒し世遠くして墓圮れ骨露はる。今、人之れを問へば則ち運天村の人曰く、裔孫已に絶へ掃祭する者有ること無しと。」

5 『中山世譜』『球陽』が編綴された時期及び琉球の歴史的背景からすれば、『中山世譜』『球陽』の記述ないし表現は正しいものとは言えないこと

確かに、『中山世譜』及び『球陽』には「今、人之れを問へば則ち運天村の人曰く、裔孫已に絶へ掃祭する者有ること無しと。」との記述が存在する。

しかしながら、「2 『中山世譜』及び『球陽』について」及び「3 琉球の歴史」において述べたように、第二尚氏王統は、いわばクーデターの結果成立し

たものである。そして、百按司墓にはクーデターの結果滅ぼされた第一尚氏王統の王族らが祀られている。

そのため、第二尚氏王統時代に王命を受けて編綴された歴史書における百按司墓についての表現が、被告の主張するようなものであったとしても、その表現ぶりについては、時の王府への忖度が少なからず存在していたと考えられる。例えば、尚忠王の項目に、わざわざ「尚徳王、驕傲奢侈にして宗を覆へし祀を絶つ。是れに由りて貴族の徒皆世を遁れて隠る。」等と記されているという点にも、第二尚氏王統の第一尚氏王統に対する考え方方が表れていると言える。

したがって、『中山世譜』や『球陽』が編綴された時期及び琉球の歴史的背景からすれば、『中山世譜』及び『球陽』の記述ないし表現が、正しいものだと言うことはできない。

第2 百按司墓の被葬者の子孫は途絶えておらず、墓の掃除をする人も祭祀をする人も存在すること

そして現に、百按司墓は、現在も「今帰仁上り」と呼ばれる親族一門による聖地旧跡の巡拝行事で参拝されている重要な場所である（甲190〔今帰仁城跡・今帰仁上りの拝所/今帰仁村ウェブサイト〕）。

また、京大訴訟判決においても、

- ・ 「百按司墓の参拝を行っている門中ないし子孫らは他にも多数存在することが認められる」（甲13〔京大訴訟判決〕18頁・20～21行目）
- ・ 「第一尚氏系統を祖先とする門中ないし第一尚氏系統の子孫とされる者は相当多数存在し」（甲13〔京大訴訟判決〕19頁・12～13行目）

として、百按司墓の被葬者の子孫は今日においても存在するとの事実認定がされている。さらに、百按司墓への祭祀に関しても、

- ・ 「百按司墓は、多数の門中により、今帰仁上りの中で参拝されており、聖

地の一つとされていることが認められる。」（甲13〔京大訴訟判決〕18頁・9～11行）

とされ、百按司墓が聖地の一つとして多数の門中に参拝されていることが認定されている。

このように、『中山世譜』『球陽』において、被告の主張するような記述が存在していたとしても、かかる記述には事実との齟齬があり、よって明らかに誤っている。

第3 沖縄県教育委員会は、抽象的な不利益のおそれしかないにも関わらず、本件各処分を行なったこと

被告は被告準備書面(5)において、

- ・ 「処分庁による調査結果と移管台帳記載の情報が異なる可能性はある。一方で、調査の結果、同じになる可能性もある」（被告準備書面(5)・4頁）
- ・ 「根拠資料が何になるか、その価値はいかなる理由でどのようなものと考えられるかを、処分庁において判断する前に説明することは調査研究の妨げにしかならない」（被告準備書面(5)・4頁）

として、抽象的な不利益のおそれがあることを主張するのみで、不開示処分の公正妥当を担保するに足る、客観的かつ具体的な侵害の危険が現実にあるとの合理的な根拠は一切主張していない。

そしてこれまで被告は、いくつかの本件各処分の理由を主張している。しかしながら、被告の「令和5年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書」において、沖縄県教育委員会が、「人骨について、返還要請など様々な主張をする団体があることから、早期に調査し、重要性を明らかにする必要がある。」としている（甲192〔令和5年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書〕、以下「令和5年度予算説明書」）という。）ことからすれば、結局のところ沖縄県教育

委員会は、本件不開示部分(1)及び(2)-1 及び(2)-2 の開示不開示に関わらず、原告を含む団体から沖縄県教育委員会に対して「様々な主張」がなされていることのみを理由に、これを回避する目的で本件各不開示処分をしていることが伺える。このことは、被告準備書面(5)において被告が繰り返し、原告らの要望などを「誘発しないために」あるいは「誘発しないように」(被告準備書面(5)・2頁「2同(3)ウについて」、3頁「5 同(4)、(5)について」)と述べていることからも明らかである。

このように、被告の主張からしても、沖縄県教育委員会が、抽象的な不利益のおそれしかないにも関わらず、本件各処分を行なったことは明らかであるから、本件処分は違法であって、本件各不開示部分は開示されるべきである。

そしてまた、抽象的な不利益のおそれしかないにも関わらず行なった沖縄県教育委員会の本件各処分は、国家賠償法上も違法の誹りを免れない。

以上

(別紙)

略語：定義

本件処分(1)：令和3年1月2日付でなされた、本件確認・移管検収書及び添付
1 本件移管台帳についての一部不開示決定をいう。

本件処分(2)：令和3年1月4日付でなされた、令和3年度予算に関する文書に
についての一部不開示決定をいう。

本件各処分：本件処分(1)と本件処分(2)をいう。

本件不開示部分(1)：訴状別紙不開示目録1記載の、本件確認・移管検収書及び添
付1 本件移管台帳についての一部不開示決定によって不開示とされ
た、本件琉球人遺骨の収集場所が記載された部分。

本件不開示部分(2)-1：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度当初予算・事
業別及び細事業別概要説明書のうち、不開示とされた「研究機関等
調査先」が記載された部分。

本件不開示部分(2)-2：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度歳出予算事業
別概算見積書のうち、不開示とされた「都道府県名」が記載された
部分。

本件不開示部分(2)-3：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度歳出予算事業
別概算見積書のうち、不開示とされた「都道府県名」が記載された
部分。

本件琉球人遺骨：国立台湾大学医学院から沖縄県に移管されたものであって、本
件移管台帳に記載されている遺骨（被告書面においては主に「人骨」
と表現されているもの）。

本件移管台帳：国立台湾大学医学院が作成した、沖縄人骨確認・移管検収書の添
付1 移管台帳（甲8）。

京大訴訟判決：京都地裁令和4年4月21日判決・LEX/DB 25572154を

いう。

本件条例：沖縄県情報公開条例をいう。

訴外金関氏：京都帝国大学の人類学助教授であった金関丈夫（かなせきたけお）をいう。同人は、琉球人の人類学的研究のために「琉球人の人骨標本」を作成する目的で、1928年（昭和2年）から1929年（昭和3年）にかけて、沖縄県今帰仁村運天に所在する風葬墓「百按司墓」から遺骨を盗掘した。本件琉球人遺骨は、その後金関が医学部解剖学教室教授を務めた台北帝国大学（現国立台湾大学、1936年～49年まで勤務）において保管されていた遺骨である。

訴外土肥氏：琉球大学医学部元准教授であった土肥直美氏をいう。同人は、1997年、処分行政庁とともに台湾大学を訪れた後、台湾大学医学院解剖学科を中心として行われた人骨資料再生のためのプロジェクトに参加し、台湾大学医学院に保管された遺骨に関する記録の確認や台帳づくりに関与し、2000年8月の国立台湾大学医学院体质人類学研究室の開設に寄与している。その後、2005年から2007年にかけて、台湾大学医学院解剖学科体质人類学研究室の研究者や日本の研究者とともに「台湾大学医学院収集人骨の人類学的総合研究」を行っている。

令和5年度予算説明書：令和5年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書

以上

令和4年(行ウ)第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

(処分行政庁 沖縄県教育委員会)

証拠説明書(7)

2023(令和5)年4月28日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

三宅 俊司



同 三宅 千晶



甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
184	近世琉球/近世産業と文化の興隆 近代の琉球文化【正史の編集と法制の整備】	写し 不明	沖縄県立総合研究センター	『中山世譜』には、蔡鐸による1697年～1701年作成版と蔡温の1725年再編版の2種類が存在すること、『球陽』は、1745年、鄭秉哲が当時の王府の命でまとめたものであること等。
185	『よくわかる琉球沖縄史』(抄本)	写し 2022.8.5	沖縄文化社	1429年から1879年まで450年にわたって続

					いた琉球王国は、初めて琉球を統一した尚巴志ゆかりの第一尚氏王統と、1470年以降に政権を担った第二尚氏王統時代(1470年～1853年)に分類されること、第一尚氏王統は家臣のクーデターによって終わったこと等。
186	今帰仁城跡・今帰仁城歴史年表	写し	不明	今帰仁村 社会教育課 文化財係	同上。
187	『琉球史料叢書』 (抄本)	写し	S47.4.12	横山重	『中山世譜』の記述内容等。
188	『球陽』 卷一～卷二 (抄本)	写し	不明	外務省 (写本)	『球陽』の記述内容等。
189	『沖縄文化資集成 5 球陽』 (抄本)	写し	S49.3.30	球陽 研究会	『球陽』の記述内容等。
190	今帰仁城跡・今帰仁上りの拝所/今帰仁村ウェブサイト	写し	不明	今帰仁村 社会教育課 文化財係	百按司墓は、現在も「今帰仁上り」と呼ばれる親族一門による聖地旧跡の巡拝行事で参拝されている重要な場所であること等。
191	令和5年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書	写し	R5.2	沖縄県文化財課・ 金城 (担)	沖縄県教育委員会が、「人骨について、返還要請など様々な主張をする団体があるこ

				当者)	とから、早期に調査し、重要性を明らかにする必要がある。」と述べていること、ことからすれば、結局のところ沖縄県教育委員会は、本件不開示部分(1)及び(2)-1及び(2)-2の開示不開示に関わらず、原告を含む団体から沖縄県教育委員会に対して「様々な主張」がなされていることのみを理由に、これを回避する目的で本件各不開示処分をしていることが伺えること等。
--	--	--	--	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以 上

■近世の琉球文化【正史の編集と法制の整備】

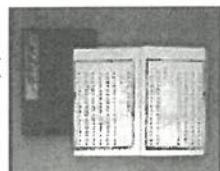
『中山世鑑（ちゅうざんせいかん）』

1650年、羽地朝秀（はねじちょうしゅう）が編集した琉球最初の正式な歴史書です。日本人と琉球人は元をたどれば同じ民族である、という「日琉同祖論」が根幹となっており、島津に支配された後の琉球人の意識を高めようとしたしました。



『中山世譜（ちゅうざんせいふ）』

1701年、蔡鐸（さいたく）が『中山世鑑』を漢文に訳したもので、1726年に蔡溫（さいおん）によって改められました。ただし、琉球と薩摩との関係は、中国に知らないようにとの気づかいから別冊にまとめられています。



『琉球国由来記』

1713年、首里王府が編集した琉球最古の地誌で、全21巻にまとめられています。王城の公式行事や官職制度のほか、各地の旧記・由来、御嶽などが記されており、伝統的な琉球社会を知るうえでの貴重な文献となっています。

『球陽（きゅうよう）』

1745年、鄭秉哲（ていへいてつ）が王府の命でまとめた正史です。正巻は琉球各地でおこった出来事を記録し、附巻には薩摩関係の記録を、外巻には琉球各地に伝わる伝説や昔話を集めました。

『琉球科律』

1786年、琉球固有の法律と、日本・中国の刑法を参考にして日本文で記述しています。1831年には、科律の追加法典として『新集科律』が編集され、次いで1860年には民衆に読み聞かせて法律の知識をあたえ、犯罪をあらかじめ防ぐことを目的とした『法条』が公布されました。

2. 琉球王國の誕生

浦添ようどれ（浦添市）向かって右側が英祖王統の墓で、左側は尚寧王の墓である。ようどれとは、夕延のことで夕方の波風が静まる時という意味。1261年、英祖によつて浦添城跡の北側の岩跡につくられた墓である。



■三山分立の時代 14世紀のはじめ、沖縄本島は北部に今帰仁按司、中部に浦添按司、南部に大里按司が台頭して、北山、中山、南山とよばれる小国家ができており、三山は互いに争っていました。1372年、中山の察度は明（中国）に進貢し、その後の500年におぶ進貢貿易の道を開きました。中山につづいて南山、北山も進貢を開始し、中国皇帝からそれぞれ山北王、中山王、山南王という王の位をさずかりました。「山」とは中国語で島、国、村などを意味します。

当時、中国は進貢して臣下となる国にしか貿易をゆるしませんでした。そこで、三山の王たちも進貢貿易をとおして、新しい文物や技術を取り入れ、武力と経済力を強めていきました。琉球からの貢物は、馬、硫黄、貝殻などが多く、中国からは鉄鉱、鉄器、陶磁器などがおもな貿易品でした。また、三山の王たちは、航海や造船などの技術者をまねいたり、子弟を留学させたりもしています。

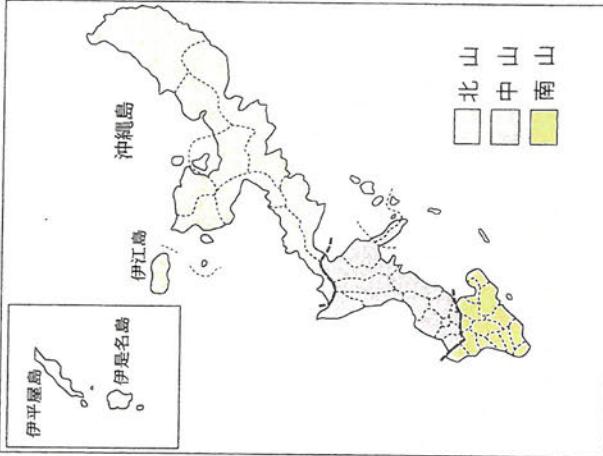
黄金宮（宜野湾市）黄金宮は、中山王に即位するまえの察度が住んでいた屋敷跡といわれる。そのほか察度には、百姓の奥間大親と天女との間に生まれた子という伝説や、勝連按司の娘を嫁にしたという伝説もある。



ともよばれている。琉球が鹿児島県で沖縄県になるまでの約500年間、おもに中国との外交、貿易に従事し、三司官の謝名親方や恭使など、多くの政治家や学者を輩出した。なお、三十六姓といつても36人いたわけではなく、当時の中國ではとても多いという意味のことばである。

□歴史キーワード④

- 閏人三十六姓 1392年、察度の時代に明の洪武帝より下賜されたとされる学者や航海士などの職能集団のこと。閏（今の福岡県）からの渡来人であったため閏人三十六姓とよばれた。彼らは久米村に住んでいたので、久米三十六姓や久米村人（くにんだんちゅ）と呼ばれる。



三山の勢力図

■ 尚巴志の三山統一 15世紀前半、南山の配下にあった尚巴志が二山統一にのり出しました。佐敷グスクを居城とした尚巴志は、馬天港と与那原の港で貿易をおこない、多くの鉄を買入れて農具をつくり、農業生産に力を入れました。こうして尚巴志は、領民の信頼をえながら経済力をつけ、武力を整えていきました。

1402年、尚巴志は、まず近隣の島添大里按司をほろぼし、領地を拡大しました。1406年、当時の最大勢力であった浦添グスクの中山王武寧を倒し、父の尚思詔を中山王として第一尚氏王統を開きました。1416年には今帰仁グスクの北山王攀安知をほろぼし、やがて父が亡くなると中山王に即位しました。そして1429年、南山グスクの南山王他魯毎をほろぼして三山統一をなしつげ、ここにはじめて琉球王国が誕生しました。

また、尚巴志は中山の拠点を浦添から首里に移し、首里城を王宮として整えました。国相の隈機は、首里城周辺の整備にあたり、人工の池である龍潭を掘り、掘った土で安国山を築きました。こうして英雄尚巴志は天下人になりました。

○歴史キーワード⑤

- 千代金丸 北山王攀安知の刀であつた。攀安知は、笠下の裏切りで城を守りきれなかったことに怒り、平代金丸で守護の靈石を十文字に切りつけて自害しようとしたが、城主を守る靈力の刀では死にきれず、志慶真川に投げ捨てて自害した。その後、伊平屋島の人気がひろいあげ中山王に献上したといふ。2006年国宝に指定された。

● 三山の王統図（数字は在位年代）

<山南王統>	承察度…… 汪応祖…… 他魯毎 (1415～1429)
<中山王統>	（1350～1395）…… 武寧 (1396～1405)
<山北王統>	怕尼芝…… 垣…… 攀安知 (1397～1416)

■ 第一尚氏王統の滅亡 三山を統一した尚巴志は、明との貿易に力を入れるなど、政権の安定につとめっていました。このころ、三線や紅型、泡盛など琉球文化の基礎もつくられました。しかし、三山が統一されていたとはいえ、各地には有力な按司があり、政権は決して安定したものではありませんでした。

この王統は、首里城が炎上する王位繼承の争い「志魯・布里の乱」(1453)、按司が王位をねらう護佐丸・阿麻和利の乱(1458)によって大きく土台がゆれ、首里と那覇をむすぶ長虹堤の土木工事(1451)、喜界島遠征(1466)、あいつぐ寺の建設などで財政を消耗し、だいに支配力を弱めています。

● 第一尚氏王統図（数字は在位年代）

尚思紹 (1406～1421)	…… 尚巴志 (1422～1439) ……
尚忠 (1440～1444)	…… 尚思達 (1445～1449) ……
尚金福 (1450～1453)	…… 尚泰久 (1454～1460) ……
尚徳 (1461～1469)	

歴史探求 護佐丸・阿麻和利の乱

第一尚氏王統は、三山統一を果たしていたことはいえ、王政はまだまだ安定していませんでした。1458年、勝運の阿麻和利がおこした乱はそんな中のでの動乱でした。

第一尚氏の時代、勝連半島では、勝連城が対外貿易で実力を持たくわえ勢力を發揮していました。そこで首里王府は、護佐丸を中城城に置いて勝連を牽制させました。第6代の尚泰久王は警戒のあまり、娘の百度踏場を阿麻和利に嫁がせ、政略結婚によつて勝連をおさえるという手段に出るほどでした。

そこで天下をねらう阿麻和利は、まずはじやまな護佐丸をなきものにしようと策略し、護佐丸に謀反の動きありと進言して、尚泰久をだましたのでした。驚いた尚泰久は、ただちに護佐丸討伐を阿麻和利に命じました。が、忠臣として名高い護佐丸は、城を包囲した相手が王府軍だと知ると反撃することなく、ましてや申し開きすることもかなわぬまま、妻子とともに自害して果てたといいます。

じやまな護佐丸をたおした阿麻和利は、その勢いで首里王府もほろぼうと画策しました。ところが、百度踏場とその付き人の鬼大城が阿麻和利の陰謀に気づき、二人は勝連城を脱出して尚泰久のもとに走りました。阿麻和利はあわてて軍勢をさしむけますが、すでに首里城では迎え撃つ準備を整えていました。さすがの阿麻和利もやむなく引き返すしかありませんでした。

尚泰久は、鬼大城を総大将にして、阿麻和利をほろぼすべく大軍を勝連に向けました。勝連城はあえなく落城、落ち武者となつた阿麻和利は諂谷の地で討たれてしまいました。

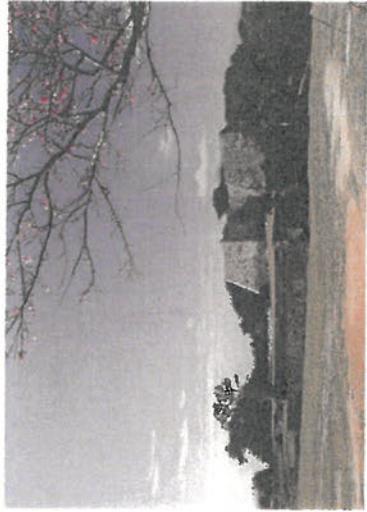
これが琉球王国の歴史書に記されている「護佐丸・阿麻和利の乱」の大筋で、これにより忠臣護佐丸、逆臣阿麻和利という固定した見方が生まれました。しかし、これにはいろいろな説があり真相は不明です。

勝連城跡（うるま市）

11～12世紀に築かれ、15世紀に改修されたといわれる。首里王府に抵抗した阿麻和利の時代が最盛期で、阿麻和利は組踊の題材にもなっています。当時の勝連の繁栄を鎌倉にたどえた古謡もある。



中城城跡（北中城村・中城村）
15世紀の中ごろ、阿麻和利を牽制するために護佐丸が座喜味城から移り住んだ城。石積みの技術がみごとで、アーチ門など高度な築城技術は高い評価を受けている。



首里城（那覇市）

創建年代は不明だが沖縄では最大規模の城。15世紀前半から450年にわたり琉球王国の居城であり、政治や外交、貿易をつかさどる機関、祭礼の場でもあった。





■第二尚氏王統 1470年、家臣の金丸は病死した尚徳に代わって王位につき、尚円と名乗つて第二尚氏王統を開きました。この新しい王統の時代に琉球王国は確立され、特に3代尚真の初代尚円の子の尚真は、50年にわたって王位にあり、多くの業績をのこしました。その一つ琉球王国の基盤をきずいた尚真王

冊封使行列図（部分）琉球国王を冊封するために中国皇帝が派遣した使節

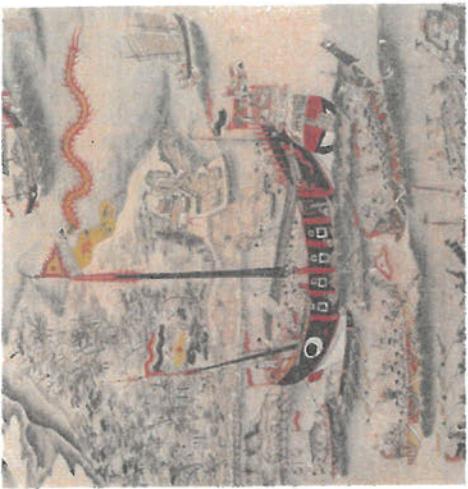


冊封を受けた琉球国王

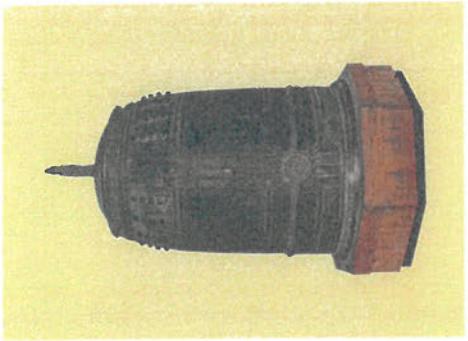
國	王	中國皇帝	年	備 考
察度(さつど)		洪武帝	1372	冊封使ではなく招撫使が渡来
中山(ぶねい)	武寧(ぶねい)	永樂帝	1404	冊封使のはじまり
三山時代(さんざん)	汪応祖(おうおうそ)	永樂帝	1404	
南山(たるみい)	他魯每(たるみい)	永樂帝	1415	
	尚巴志(しょうばし)	洪熙帝	1425	
	尚忠(しょうちゅう)	明英宗	1443	
第一尚氏王統(じようしきわうとう)	尚思達(しょうしだつ)	明英宗	1448	
	尚金福(しょうきんぷく)	明景帝	1452	
	尚泰久(しょうたいきゅう)	明景帝	1456	①オヤケアカハチの乱を平定して、離島の統治を強化した。
	尚徳(しょうとく)	明英宗	1463	②かんざしどハマチ(冠)の色を決めて身分制度を整備した。
三山時代(さんざん)	尚元(しょうえん)	成化帝	1472	③中国との交易をさかんにし、日本や東南アジア諸国とも交易して国力をのばしました。
	尚清(しょうせい)	成化帝	1479	④地方の接司を首里城下に住ませ、武器をとりあげて支配体制を整備した。
	尚尚(しょうじょう)	嘉靖帝	1534	⑤悪習であった殉死を禁じた。
	尚元(しょうげん)	嘉靖帝	1562	⑥民を愛し、租税をかるくした。
	尚永(じょうえい)	万曆帝	1579	そのほか円覚寺の建立、首里城から豊見城にいたる道路や真玉橋の建造など、大規模な土木事業もおこなわれました。また、王家の墓である玉殿をはじめ、園比屋武御嶽石門や弁ヶ嶽石門など、多く
	尚寧(じょうねい)	万曆帝	1606	
	尚豐(じょうほう)	崇禎帝	1633	
	尚質(じょうしつ)	崇禎帝	1663	
	尚貞(じょうてい)	康熙帝	1683	
	尚敬(じょうけい)	康熙帝	1719	副使・徐葆光の『中山伝信錄』
第二尚氏王統(じようしきわうとう)	尚穆(じょうぼく)	乾隆帝	1756	
	尚溫(じょうおん)	嘉慶帝	1800	
	尚灝(じょうこう)	嘉慶帝	1808	
	尚育(じょういく)	道光帝	1838	
	尚泰(じょうたい)	同治帝	1866	

が神職組織の整備です。当時、神職が政治におよぼす力には強いものがありました。尚真は、国王の姉妹を「聞得天君」という最高神官にすることで、地方にいる「のろくもい（女神官）」との支配関係を強化し、宗教組織をひとのえました。また尚真は、強固な王国をつくりあげるために、次のような政策をおこなっています。

- ①オヤケアカハチの乱を平定して、離島の統治を強化した。
- ②かんざしどハマチ(冠)の色を決めて身分制度を整備した。
- ③中国との交易をさかんにし、日本や東南アジア諸国とも交易して国力をのばしました。
- ④地方の接司を首里城下に住ませ、武器をとりあげて支配体制を整備した。
- ⑤悪習であった殉死を禁じた。
- ⑥民を愛し、租税をかるくした。



進貢船の図（部分）



万国津染の鐘

琉球の繁栄ぶりが次のようにきざまれています。

一般民衆にまではおよびませんでした。

■大交易時代 琉球王国の財政を支えたのは、東アジアや東南アジアとのさかんな交易でした。とりわけ14～16世紀は大交易時代とよばれ、中国との進貢貿易を中心には、日本、朝鮮、東南アジア諸国をむすぶ中継貿易で、莫大な利益をおさめました。

琉球が交易をした東南アジア諸国は、シャム、パレンバン、ジャワ、マラッカ、スマトラ、安南、スンダ、パタニなどで、なかでもシャム（タイ）との交易はさかんでした。

琉球から中国への朝貢品としては、琉球産の硫黄、馬、貝殻、東南アジア産の蘇木、胡椒、象牙などがあげられます。また、琉球からシャムやマラッカへの交易品には、硫黄のほかに中国産の陶磁器や絹織物、日本産の刀剣、扇などがありました。また、朝鮮からは仏教経典や漢籍などが琉球にもたらされています。

1458年に鋳造された「万国津染の鐘」には、海外交易における

● 第二尚氏王統図（数字は在位年代）

尚円（1470～1476）…尚宣威（1477～6カ月）…尚真（1477～1526）…
尚清（1527～1555）…尚元（1556～1572）…尚永（1573～1588）…
尚寧（1589～1620）…尚豊（1621～1640）…尚質（1641～1647）…
尚質（1648～1668）…尚真（1669～1709）…尚益（1710～1712）…
尚敬（1713～1751）…尚穆（1752～1794）…尚溫（1795～1802）…
尚成（1803～1年）…尚灝（1804～1834）…尚育（1835～1847）…
尚泰（1848～1879）

琉球国は南海の勝地にして、三韓の秀をあつめ、大明をもつて輔車となし、日域をもつて唇齒となります。この二中間にありて湧出する蓬萊島なり。舟楫をもつて万国の津添となし、異産至宝は十方刹に湧き出る理想の島である。船をもつて万国の架け橋となり、諸国の中継貿易は宝物がいたるところに満ちている。

【意味】 琉球国は南海の景勝の地にあり、朝鮮のすぐれた文化を集め、中国と日本とは親密な関係にある。この二つの国の中にあって湧き出る理想の島である。船をもつて万国の架け橋となり、諸国の中継貿易は急速におどろえていきました。

■写真所蔵・提供者一覧（敬称略）

P 9 左	東京大学総合研究博物館	P 9 中	国立科学博物館（画：山本耀也）
P10 左	沖縄県立博物館・美術館	P11 左	伊江村教育委員会
P10 右	久米島博物館	P12 左	沖縄県立埋蔵文化財センター
P11 右	沖縄県立埋蔵文化財センター	P13 上	沖縄県立博物館・美術館
P12 右	読谷村立歴史民俗資料館	P15	沖縄県立図書館
P13 下	沖縄県立博物館・美術館	P26	沖縄県立博物館・美術館
P18 左	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館（撮影：鎌倉芳太郎）	P33	沖縄県立博物館・美術館
P27	沖縄県立博物館・美術館	P37 左	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館（撮影：鎌倉芳太郎）
P29 左右	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	P41	沖縄県立博物館・美術館
P37 左	沖縄県立博物館・美術館	P48 左上	沖縄県立博物館・美術館
P39	沖縄県立博物館・美術館	P48 左下	沖縄県立博物館・美術館
P48 左上	沖縄県立博物館・美術館	P48 右下	沖縄県立博物館・美術館
P48 左下	沖縄県立博物館・美術館	P55 中	沖縄県立博物館・美術館
P55 左	一般財団法人沖縄美ら島財団	P59	那覇市歴史博物館
P55 右	沖縄県立博物館・美術館	P61 右	沖縄県立博物館・美術館
P61 左	那覇市歴史博物館	P65 左	那覇市歴史博物館
P62	ニライ社	P68	那覇市歴史博物館
P65 右	那覇市歴史博物館	P70	西里恵子
P69 左	那覇市歴史博物館	P71 右	那覇市歴史博物館
P71 左	那覇市歴史博物館	P74	那覇市歴史博物館
P73	那覇市歴史博物館	P85 左	沖縄県平和祈念資料館
P82	那覇市歴史博物館	P89	沖縄県平和祈念資料館
P85 右	沖縄県平和祈念資料館	P91 下	沖縄県平和祈念資料館
P91 上	沖縄市総務課市史編集担当（撮影：松村久美）	P96	那覇市歴史博物館
P93	沖縄県平和祈念資料館	P102	沖縄県公文書館
P95	一般財団法人わびあいの里	P108	那覇市歴史博物館
P99	撮影：高岩仁	P110	沖縄県公文書館
P106	沖縄県公文書館		

■おもな参考文献

- 『那覇百年のあゆみ』（那覇市企画部市史編集室）
『改訂 ジュニア版 球球・沖縄史』（新城俊昭）
『沖縄大百科事典』（沖縄大百科事典刊行事務局）
『ヒストリーよ～琉球・沖縄の歴史』（新城俊昭・西銘章・仲村頼）
『櫻説 沖縄の歴史と文化』（沖縄県教育委員会）
『沖縄の歴史と文化』（沖縄県教育委員会）
『新 歩く・みる・考える沖縄』（沖縄平和ネットワーク）
『沖縄県平和祈念資料館 総合案内』（津波清ほか）
『これが沖縄戦だ』（大田昌秀）
『中学校社会 沖縄の歴史資料』（沖縄県中学校社会科教育研究会）

那覇市企画部市史編集室
編集工房 東洋企画
沖縄タイムス社
琉球新報社
沖縄県教育委員会
沖縄県教育委員会
沖縄時事出版
沖縄県平和祈念資料館
山川出版社
那覇出版社

編著者…沖縄文化社

発行者…徳元 英隆

発行所…有限会社 沖縄文化社

〒 902-0062 沖縄県那覇市松川2-7-29

☎ 098 (855) 6087
㈹ 098 (854) 1396
振替 02070-1-24874

印刷…株式会社 東洋企画印刷

2016年4月21日 初版第1刷発行

2018年1月22日 2版第1刷発行

2022年8月 5日 3版第1刷発行

落丁・乱丁本(は)お取り替え致します

禁無断転載

© Okinawabunkasha 2016
ISBN978-4-902412-27-7 Printed in Okinawa

沖縄時事出版

癸用。命悉還之。仍著爲令。

二年丁巳。王遣陪臣義魯結制。梁振等。貢馬及方物。
附奏曰。本國名官冠服。皆國初所賜。年久朽敝。乞更
賜之。

又言。本國遵奉正朔。而海道險阻。受賈之使。或半
載。或一載。方返不便。

英宗。命禮部議。

禮部奏曰。冠服。本國可依原制。造用。大統曆。令
關建布政司。給與之。英宗從之。

禮部又奏。琉球貢馬矮小。宜令選高大者充貢。
英宗曰。遠人寡識。人貢不必計物優劣。

本年。王遣通事梁德。使者仲步馬結制等。往爪哇國。
行。通交之禮。

三年戊午。王遣義魯結制等。貢馬及方物。賜幣有差。

四年己未。王遣長史梁永保都。通事梁德。使者楊勃布耶

等。貢方物。表賀登極。又遣阿普禮是。通事程鵬等。

入貢。賜宴幣一如例。

先是。本國使臣并從人。兵二百餘人。於福建停憩。
除日給廩米一外。其茶。鹹。鹽。醬等物。出於里甲。相沿
有例。

此時。巡按福建監察御史成根。具疏改例。止日給廩
米。一切貢。悉罷之。

本年四月二十日薨。

在位十八年。壽六十八。

中山世譜卷五

尚忠王

實名。神號。不傳。

明、洪武二十四年辛未。降謚。

父。尚巴志王。(尚忠。係第二子。)

母。妃。不傳。

世子。尚思達。

附紀

尚忠王。英明仁厚。深有作爲。

永樂二十年壬寅。尚巴志王。恐。山北。恃。固。而。復。有
變。特。命。尚。忠。監。守。山。北。稱。今。歸。仁。王子。

後。尚。忠。踐。祚。仍。遵。舊。制。封。三。子。弟。于。今。歸。仁。世。世。監
守。著。爲。定。規。

(尚德王失德。覆宗絕祀。由是。監守貴族之徒。皆
遁世隱。

即今。今歸仁出切。下。連天村。所謂百接司墓者。其貴族
之墓也。

墓內枯骨甚多。又有。骨。骸。數。個。以。木。爲。之。修飾。尤。美。
皆。銘。巴。字。金。紋。

而。一。個。稍。新。者。墮。有。字。云。弘。治。十三。年。九。月。某。日。
以。此。考。之。則。其。貴。族。至。于。尚。真。王。代。而。老。盡。焉。此
其。證。也。

然。人。沒。世。遠。墓。圮。骨。露。問。之。則。連。天。村。人。曰。裔。孫。已
絕。無。有。掃。祭。者。

紀

明。正統五年庚申。即位。

國相。懷機

法司。(名氏不傳)

本年。遣。步。馬。結。制。等。貢。馬。及。方。物。(時。未。以。巴。志。計。)

E13439073 三宅千晶 2023/04/24 13:03:36

E13439073 三宅 千晶 2023/04/24 13:04:24

琉球史料叢書 第四卷

昭和四十七年三月三十日印刷
昭和四十七年四月二一日発行

全55巻セット 定価 15,000円

編纂 横山 重

発行者 佐々木 藤雄

発行所 東京美術術

郵便番号 101

東京都千代田区神田司町二一七

電話 〇三二二二三三三二二代表

印刷所 東京美術第二工場

製本所 土閑製本株式会社

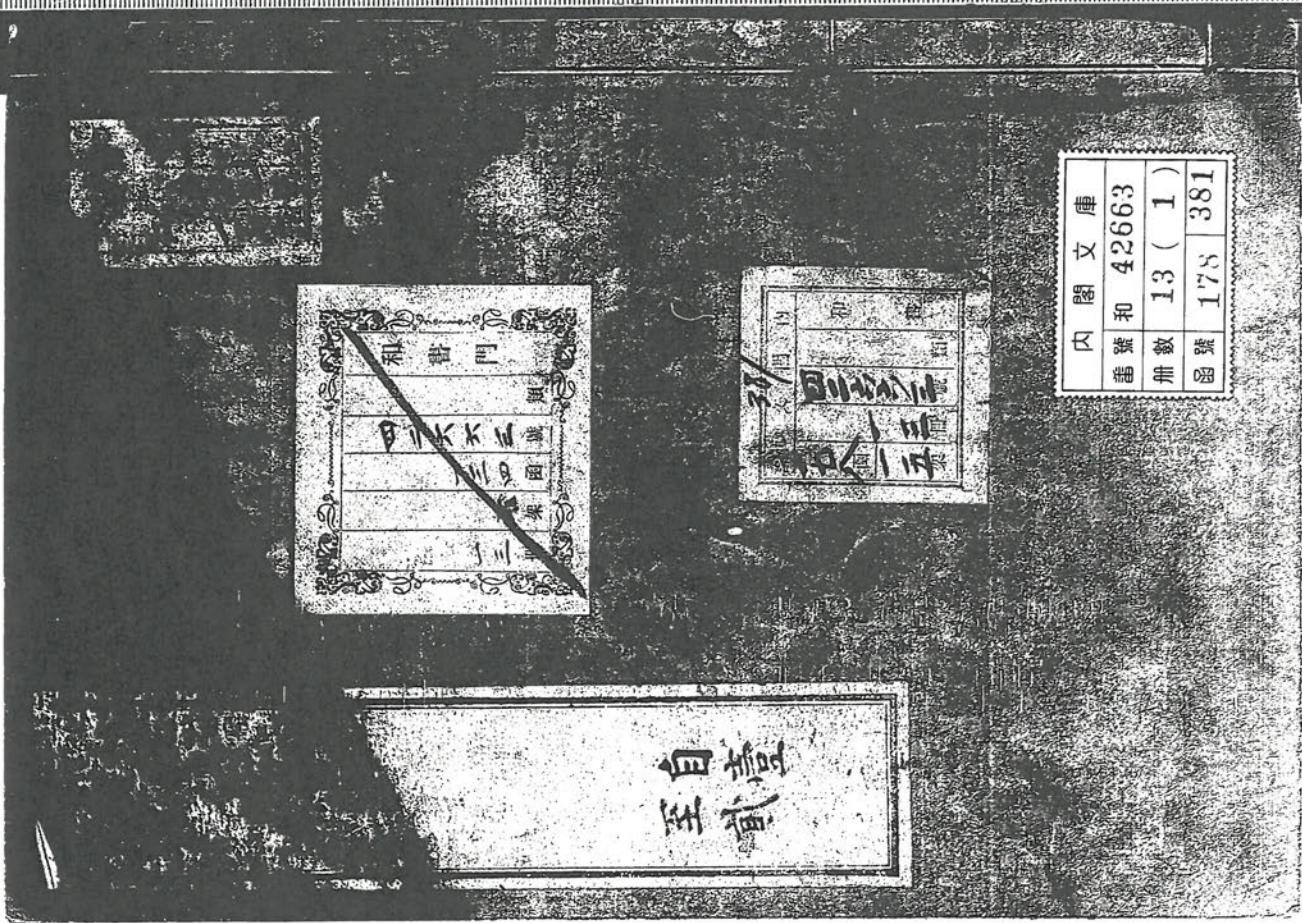
落丁・乱丁はお取り替えします

書籍コード 3321-0083-5167

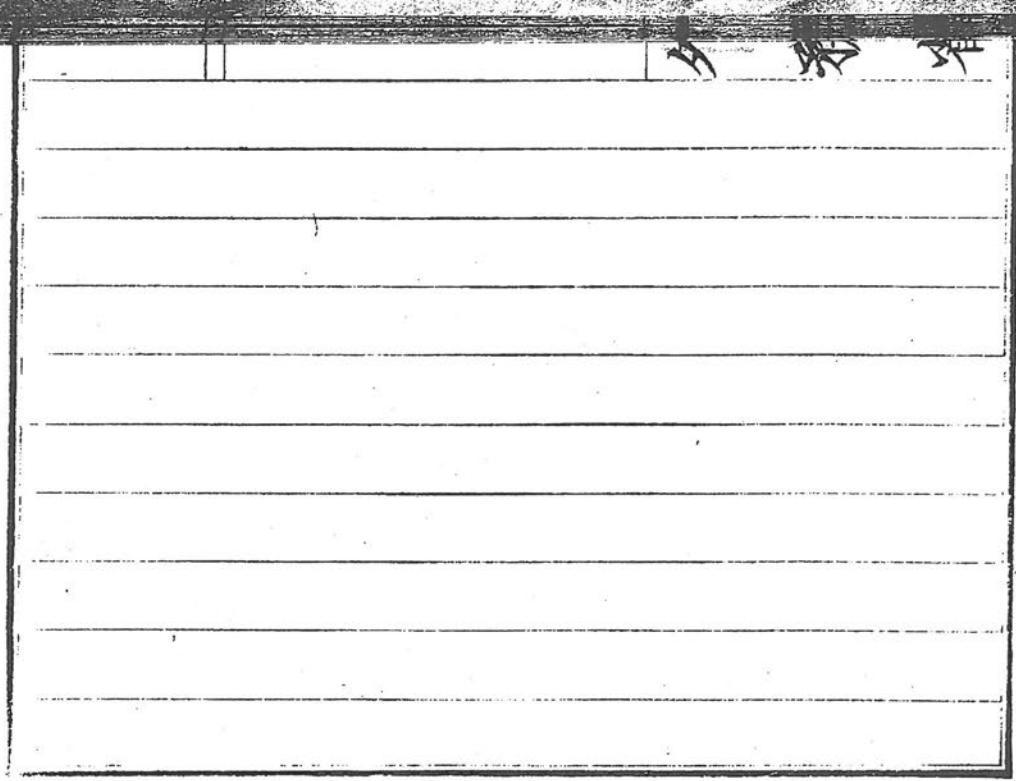
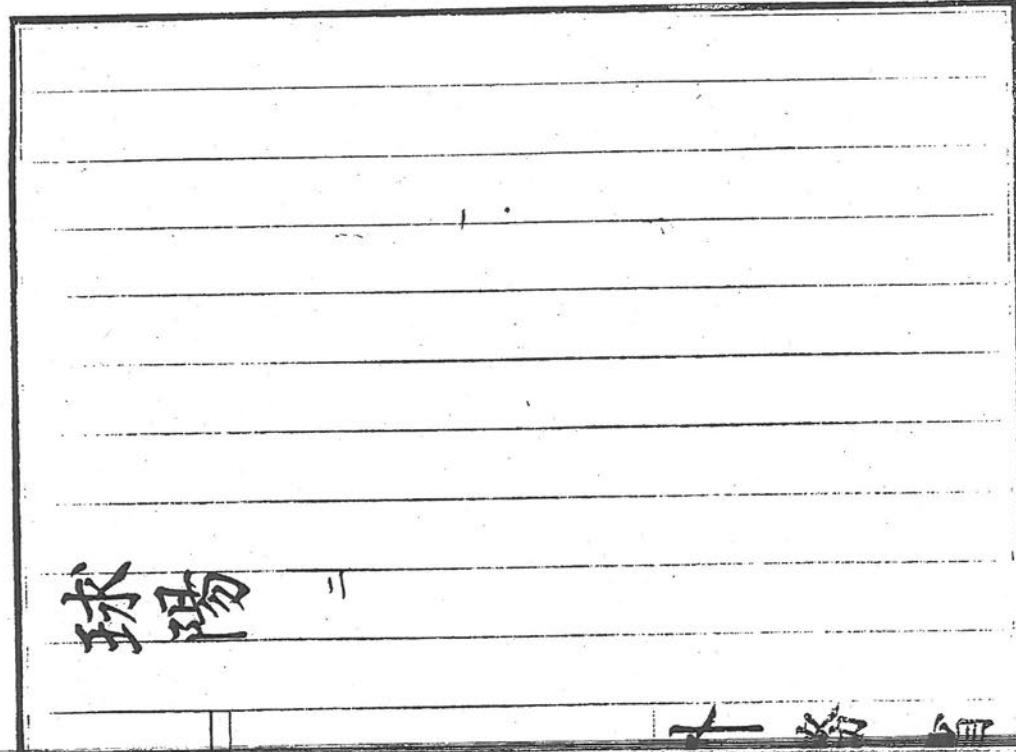


甲第 188 号証

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20



1911年3月15日 - 1911年3月15日



尚忠王

神號不傳

附紀

尚巴志王起山北特城地峻而復有變亂特命次
男尚忠監守山北稱今帰仁王子後繼興祚仍遵
曰剝卦子房由是今帰仁世々監守著為定規尚德
順著侈覆宗廟祀由是貴族之徒皆遁世而隱即今
帰仁間切下運天村所謂百按司墓者其實接之墓
也墓內枯骨甚多又有水龕教個以藏死骨修飾右
美皆銘巴字金效而一個猶新者之壁有字云弘治
代十三年九月某日以此考之則其貴族至于尚真
人沒世遠墓地骨塔今人

問力

問之

孫聞代而老盡為此其証也然人沒世遠墓地骨塔今人

絕則運天打人曰舊無有掃祭者

甲第 189 号証

沖縄文化史料集成 5

球陽

球陽研究会編

角川書店

1294-73

球陽	卷十四	一
球陽	卷十五	二
球陽	卷十六	三
球陽	卷十七	四
球陽	卷十八	五
球陽	卷十九	六
球陽	卷二十	七
球陽	卷二十一	八
球陽	卷二十二	九
球陽	附卷目錄	十
球陽	附卷一	一一
球陽	附卷二	一二
球陽	附卷三	一二〇
球陽	附卷四	一二一
語主		一二二
公文書等用語等解説		一二七

凡例

- 一 本書は球陽の原文を読み下し文に改めたものである。
- 二 読み下しに際しては、横山本・輪派本・宮里七冊本・久米島本の各訓点及び桑江寛英訳註本等從来の読みを参照したが、管見によつたところも少なくない。
- 三 本文は原文と对照できるように、国語の助詞・助動詞をあてるもの以外は、平板名に改めることをしなかつた。
- 四 読み下す際、原文の體用と思われる文字について、校異で「何々か」として私見を加えたものは、その私見によつて記出した。
- 五 読み・文体などについては、種々の事情から必ずしも十分とはいえないが、可能な限り統一するように努めた。
- 六 原文で一行の劉註となつてゐるものには、()を付して一行書きに改めた。
- 七 例 毛見形
読み下し本文は当用漢字を用い、当用漢字にないものは通行の字体を使用した。

凡例

- 八 特殊な用法・用語・役職等に係る語句については、できうるかぎり抽出し、卷末に簡潔な語訳を施した。抽出に際しては、各卷毎に通し番号を付した。また、全體的なつながり、史的展開のあとが把握できるよう注意を以い、↑印をもつて参照項目を指示した。
- 九 読み下しは主として島尻・高手納が、語訳は主に渡口・高手納・島尻がそれぞれ担当した。

毛見形

(保矣茂義家上)

地を經き基を營み仏寺を建立す。之れを名づけて大安と曰ふ。一は以て恩宥の勅に資し、一は以て諸侯の苦を化す。寺、半に既に成り、六年、事を卒りて命を復す。宣徳八年、歲癸丑に在るに迨び、天朝、甚だ忠孝を嘉し、特に福建方伯大臣に勅し、眞ねて宝船を選らしめ、衣服文物を賜賜して以て之れを勞ふ。日夜海洋に模跡するの間、三軍安全の徵有り、四際風濤の患を息す。或いは夜神光を見、或いは朝瑞気に臨む。此れ天地鬼神護佑の功なり。何ぞ其れ至れるか。是に於て弘仁普濟の宮を重修し、泉引き井を鑿ら、宮の南において大安・千仏靈閣を舶造す。且そ諸夷に在りて化に向はざるは莫し。宝閣既に成り仏光嚴に整ふ。八月秋分、又自高高く掛りて以て其の祥に応する有り。此れ嘉祥の兆なること良に自る有り。遂に碑記を立てて以て其の事を紀し、万世の下聞きて知る者をして、咸、天朝德化の盛を仰ぎて同に美を前人に耻づけしむ。因りて書して記と為す。閣を建つる者は故紫山と云ふ。

88 十四年、貢使從人の員数を改定す。

礼部尚書胡漢、奏して曰く、この比、旨を奉じ、一切の冗費を節して以て軍民を安んず。今、四裔の使臣勧もすれば百を以て數べ、沿途、供給に疲る。宜しく諸路總

宰らんとすること有るを見、之れを煩るに忍びず、願ひて海上に放つ。蓋し此れ其の報ならんか。

90 附 王、冊を定め丕に教化を敷く。

永樂年間、王、冊を定め、丕に教化を敷き、万民を統御す。而して國中の里数を改定して以て廣狹・陥易・遠近を紀す。且亦駁郵を創設して以て命令を伝ふ。而して万民業に榮しこそ國家も亦治まる。

尚忠王

神号 伝はらず。

91 附記 山北監守の制を定む。

尚忠王、山北の城地峻岨なるを併みてまた變亂すること有るを恐れ、特に次男尚忠に命じて山北を監守せしめ、今備仁王子と称す。後、尚忠隕辭し、仍旧制に遡りて子弟を封す。是れに由りて今備仁世々監守し、著して定規と為す(尚德王、驕傲奢移にして宗を憂へし祀を絶つ)。是れに由りて貴族の後皆世を遺れて居る。即ち今備仁開切下週天村の所謂百枚司墓は其の貴族の墓なり。墓内枯骨甚だ多し。又木籠數個有りて以て屍骨を盛す。裝飾尤も美、皆巴字金紋を飾す。而して一個の稱新しき者の墓

兵官並びに都・布・按三司に勅して、今に繼いで其の来る者の量を零にし、正副使・從人二三十人、京に赴き、余は悉く彼處に留めて給待すること例と為すべしと。宣宗之れに從ふ(本国の貢使二十人を以て京に入ること此れよりして始まる)。

89 十八年、蔡謙、亀謙に命を教はる。

唐宋の蔡謙、字は盛亨、慶賀通事となりて中華に赴く。船、中洋に到りて颶風の為に擱され、人多く溺死す。謙、國簡を抱き、海面に浮在するも、方に一生無し。時に一大飢有り、忽ち来りて謙を負ふ。又又饑有りて左右より之れを扶く。謙、國簡を抱着して以て亀背に坐し、他の走去に任す。一二昼夜を経て一所に走せ到る。謙、就ち登岸するに、乃ち南京の地なり。謙、亀謙に揖して言ひて曰く、汝度に我を教ふ。恩深く報じ離し。若し飲食を全うして帰國すれば則ち我が子孫をして永く賢ひて世々汝が肉を食はざらしめんと。亀謙尾を搖して去る。謙、手に國簡を捧げ、官長に稟報し、禮部に転達す。禮部、謙の表を奉じて慶賀するの時、颶風に舟を覆へされ、併びに亀謙、謙を救ふ等の由を得て、詳細に具題して以て奏す。此れよりの後蔡氏の家族へて亀謙を食はず(附正統初年、謙、僕と那端に過り、市中、人の舟に大魚を

に字有りて云ふ、弘治十三年九月某日と。此れを以てこれを考ふれば、則ち其の眞謙、尚真王代に至りて孝良せしならん。此れ其の證なり。然れども人沒し世遠くして墓圯れ骨骸はる。今、人之れを聞へば則ち週天村の人曰く、裔孫已に絶へ授祭する者有ること無しこ)。

即位元年(明の正統五年庚申)

92 二年、通事沈志良、瓜哇國に往きて胡椒・蘇木を市す。

93 四年、冊封使余作・劉遇等勅を齎して國に至る。英宗、正使給事中余作・副使行人劉遇を遣はし、勅を齎して國に至らしめ、故王己志を諭祭し、尚忠を封じて中山王と為す。仍、王及び妃に皮弁冠服・金織綉衣・幣布等の物を賜ふ。既にして公務例に照して全く拂り、帰國す。

尚思達王

神号 君日

即位元年(明の正統十年乙丑)

94 四年、冊封使陳傅・万詳等、勅を齎して國に至る。明の英宗、給事中陳傅・行人万詳を遣はし、勅を齎して國に抵らしめ、故王尚忠を諭祭し、世子尚思達を封じて中山王と為す。仍、皮弁冠服・常服及び金織綉衣・幣布等

球陽研究会員

島 尾 勝太郎
嘉手納 宗徳
渡 口 真清
糸 嘉順一
条 数兼治
外 間 守善

沖縄文化史料集成5
球陽 読み下し編



昭和四十九年三月三十日 発行

編者 球陽研究会
発行者 角川源義
印刷者 村沢達弘
製本者 宮田四郎

發行所
株式会社
角川書店
電話番号：03-3521-1111
郵便番号：100-0003
販売店名：書店

落丁・脱丁本は扶助費へおじます

Printed in Japan
3021-721005-0946(0)



甲第190号証

今帰仁城跡・今帰仁上りの挙所

今帰仁上りの挙所

今帰仁上り（なきじんぬぶい）

「今帰仁上り（なきじんぬぶい）」は「今帰仁廻り（なきじんまわり）」とも呼ばれ、沖縄で親族一門が行う聖地旧跡（せいちきゅうせき）の巡挙行事（じゅんぱいぎょうじ）で「東廻り（あがりまーい）」と並び多くの門中（もんちゅう）によって行われています。主な巡挙地は各門中や地域などによって異なりますが琉球開闢（りゅうきゅうかいひゃく）の伝説に関わる御嶽（うたき）、三山時代の旧跡、村落のノロ殿内（どぅんち）、監守時代の墓などが毎年、あるいは3、5、7年ごとの奇数年を年期として廻（まわ）られます。歴史的には1838年には既に実施されていたことが確認されています。かつては道のりに数日を要し、着替えと神々に供えるご馳走を担いで参詣したと言われますが、現在ではバスをチャーターし重箱、線香、酒などを持参し年長者の指導によって一族が主要な聖地を巡挙しています。



1: カラウカー
(今帰仁城内)



2: 火神の祠
(今帰仁城内)



3: テンチジアマチジ
(今帰仁城内)



4: ソイツギ
(今帰仁城内)



5: クバの御嶽



6: 阿応理屋恵ノロ殿内跡



7: 今帰仁ノロの火神跡



8: 供のカネーノロ殿内跡



9: 今泊の親川



10: 今帰仁ノロ殿内



11: 今泊の津屋口墓



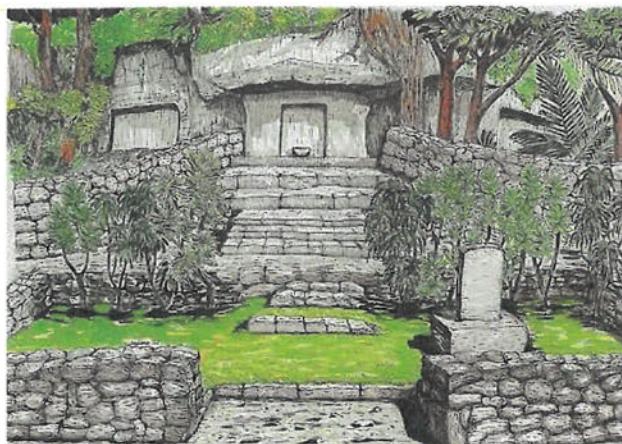
12: 諸志の赤墓



13: 中城ノロ殿内



14: 池城墓



15：大北墓



16：百按司墓



17：ティラガマ



18：勢理客ノ口殿内跡

社会教育課 文化財係
〒905-0428 沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊5110番地

電話番号：0980-56-3201

ツイート

更新日：2020年10月19日

情報
公示

令和5年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書

事業名：文化財保護費		事業名：文化財関連事業費						(単位：千円)	
事業(細事業) (経費区分)	名	令和4年度 当初予算額	補正・流用 予算額	令和5年度 当初予算額	国庫支出金	県債	特定財源	一般財源	担当者
※細事業 埋蔵文化財関連事業 (E経費)		504		582				582	金城

令和5年度当初予算 節・金額
報償費：28、旅費：544、使用料及び賃借料：10

◎事業概要及び説明

○事業概要
埋蔵文化財の適切な保存を図るため、埋蔵文化財調査に関する市町村への助言・指導及び基準等の検討を行う。

○令和5年度の計画・特徴等
九州各県・指定都市で埋蔵文化財保護対策等九州地区協議会（略称：埋九協）を年に2回程開催し、埋蔵文化財に関する九州地区的各種基準、方針等を協議している。今年度からはあらたに水中遺跡について協議する計画であり、福岡県と佐賀県での開催を予定している。また、台湾大学から移管した人骨について、関連する機関等で調査を行い、探査場所や研究資料としての重要性を明らかにする必要がある。

○事業の現状・必要性
埋九協に必要な旅費について、これまでには沖縄防衛局等の開発事業者の協力を得ることができたが、令和2年度以降は不可とされた。そのため教育庁で予算を確保する必要がある。
人骨について、返還要請など、様々な主張をする団体があることから、早期に調査し、重要性を明らかにする必要がある。

- 令和5年度当初予算 施・金額欄には、すべての節名ど金額を記入して下さい。
- 事業の概要是、できだけ簡潔書きで解りやすく記入して下さい。
- 令和5年度の計画・特徴等はできるだけ数値を用いて、前年度との比較等も記入して下さい。（金額、枚数、人数、回数等）
- 事業の必要性は、県民ニーズの程度等を具体的に記入して下さい。
- 事業効果は、波及効果・影響などを具体的な指標・数値を用いて記入して下さい。
- 各項目については、必要に応じ適宜行数を増減し使用下さい。

